令和2年3月24日区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、保育所を設置運営する事業者(以下「事業者」という。)が国有地を借り受けて保育所を新たに整備する場合に要する費用の一部を、東京都の借地を活用した認可保育所等設置支援事業補助要綱(平成26年10月31日26福保子保第1746号)に基づき、区が予算の範囲内において補助することにより、保育所の設置促進を図ることを目的とする。

(補助対象)

- 第2条 この要綱に基づく補助金(以下「補助金」という。)の交付の対象となる施設は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第4項の規定による認可を受けて設置する同法第39条第1項に規定する保育所とする。
- 2 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前項の保育所を 新たに整備するにあたり、事業者が国有地を国から借り受けるために、平成31年 4月1日以降に国と新たに賃貸借契約を締結し、令和2年3月31日までに当該賃 貸借契約に基づく土地の賃貸借期間が開始されている場合の当該国有地の賃料(土 地の使用の対価として支払われる賃料に限り、礼金並びに敷金及び保証金等を除 く。)とする。ただし、次に掲げる場合は、補助対象経費としない。
 - (1) 他の補助制度等により、現に経費の一部又は全部について補助を受けている場合
 - (2) その他区長が適当でないと認める場合
- 3 補助金の交付の対象となる期間(以下「補助対象期間」という。)は、土地の賃貸借期間が開始された日の属する月から起算して60月を上限とする。この場合において、賃料の支払いを要しない月についても、1月と換算して当該60月に含めるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、板橋区民間保育所等整備費補助要綱(昭和49年9月30日区長決定)の交付を受ける場合であって、同要綱別表2-1または2-2に規定する土地借料加算を計上するとき(前払賃料を対象として計上するときを含む。)は、当該保育所の開設日の属する月の前月までの期間に相当する月数を補助対象期間から除外するものとする。この場合において、前払賃料を計上し、前払いする期間が当該保育所の開設日以後の期間を含むときは、当該期間の最終日の属する月までの月数を補助対象期間から除外する。

(補助金交付額)

第3条 補助金は、対象施設ごとに、補助対象経費の実支出額に8分の7を乗じて得た額(1,000円未満切り捨て)を支払うものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、会計年度ごとに、交付申請書(別記第 1号様式)に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 土地賃貸借契約書の写し
- (2) 法人住民税の領収書の写し又は納税証明書。ただし、非課税の場合は申告書 (控)の写し、免除の場合は免除決定通知書の写し(いずれも直近のもの)
- (3) 前2号に掲げるもののほか区長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

- 第5条 区長は、前条の補助金の交付申請があったときは、交付申請書及び関係書類を審査し、適当と認める場合は、補助金の交付を決定し、速やかに交付決定通知書 (別記第2号様式)により事業者に通知する。
- 2 補助金の交付をしないことを決定したときは、申請却下通知書(別記第3号様式)により事業者に通知する。

(補助金の請求)

第6条 事業者は、前条第1項の規定により交付決定を受けたときは、交付決定額の 範囲内において請求書(別記第4号様式)を区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

- 第7条 区長は、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の目的に使用したとき。
 - (3) 補助金の交付の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づく命令に違反したとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、区長が補助金の返還が必要であると認めたとき。
- 2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、速やかに取消 決定通知書(別記第5号様式)により事業者に通知する。
- 3 第1項の規定は、第12条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合について準用する。

(補助金の返環)

- 第8条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 2 区長は、第12条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、 既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超えた額について、期限 を定めて、その返還を命ずるものとする。

(違約加算金)

第9条 事業者は、第7条及び前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間においては、既納付額を控除した額)につき年10.95%の割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(延滞金)

第10条 事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助金の交付を受けた者は、当該会計年度の終了後、翌年度4月末日まで に区長に対し、収支の状況を証する書面等を添えて事業の実績報告書(別記第6号 様式)を提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第12条 区長は、前条の規定による実績報告等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、確定通知書(別記第7号様式)により事業者に通知しなければならない。

(書類の整備保管)

第13条 事業者は、補助金と補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を整備し、これを当該事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(準用)

第14条 補助金の交付にあたっては、この要綱に定めるもののほか、東京都板橋区 補助金等交付規則(昭和42年東京都板橋区規則第3号)によるものとする。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

(宛先) 板橋区長

住 所名 称代表者職氏名

板橋区保育所土地賃借料補助金交付申請書

板橋区保育所土地賃借料補助要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり補助金の 交付を申請します。

記

- 1 対象施設及び所在地
- 2 補助金交付申請額 (年月~年月分)

¥ –

(賃貸借契約の内容)

契約締結日 年 月 日

賃貸借契約期間 年 月 日~ 年 月 日

年額:¥ -

(積算内訳)

補助対象経費の実支出額

円×補助率7/8

- = 円(千円未満切捨て)
- 4 添付書類
 - (1) 土地賃貸借契約書写し
 - (2) 法人住民税の領収書の写し又は納税証明書。ただし、非課税の場合は申告書(控)の写し、免除の場合は免除決定通知書の写し(いずれも直近のもの)

 第
 号

 年
 月

 日

板橋区保育所土地賃借料補助金交付決定通知書

所在地 事業者名 代表者職氏名

年 月 日付けで申請のあった板橋区保育所土地賃借料補助金を、下記により交付する。

年 月 日

板橋区長

記

1 交付金額

金

2 交付条件

当該会計年度の終了後、翌年度4月末日までに、収支の状況を証する書面等を 添えて事業の実施報告書を提出すること。

 第
 号

 年
 月

 日

様

板橋区長

補助申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった板橋区保育所土地賃借料補助金については、下記の理由により却下することに決定したので通知します。

記

却下理由

年 月 日

(宛先) 板橋区長

住 所名 称代表者職氏名

板橋区保育所土地賃借料補助金交付請求書

板橋区保育所土地賃借料補助要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり補助金を 請求します。

記

1 対象施設及び所在地

2 請求金額

¥ –

(内訳)

土地賃借料 年 月 ~ 月分

円

第 号年 月 日

様

板橋区長

板橋区保育所土地賃借料補助金取消決定通知書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定をした板橋区保育所 土地賃借料補助金については、下記の理由により取消しすることに決定したので通 知します。

記

取消理由

年 月 日

(宛先) 板橋区長

住 所 名 称 代表者職氏名

板橋区保育所土地賃借料補助金実績報告書

板橋区保育所土地賃借料補助要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり実績報 告します。

記

- 1 対象施設及び所在地
- 2 補助金交付申請額 (年月~年月分)

¥

(賃貸借契約の内容)

契約締結日 年 月~ 年 月

賃貸借契約期間 年 月 日~ 年 月 日

賃借料 月額: ¥ −

年額:<u>\{</u>

(積算内訳)

補助対象経費の実支出額 円×補助率 7/8

- 円(千円未満切捨て)
- 3 添付書類

土地賃借料に係る収支決算書

板橋区保育所土地賃借料補助金交付額確定通知書

所在地 事業者名 代表者職氏名

年 月 日付けの実績報告書に基づき、板橋区保育所土地賃借料補助 金の額が確定したので、下記により通知する。

年 月 日

板橋区長

記

1 補助金確定額

金

※ 申請者は、この交付の内容に異議があるときは、この確定額通知書を受けとった日から起算して14日以内に、申請の撤回をすることができる。